

口頭①

加算に対する八王子店の試み ～2016年4月調剤報酬改定を受けて～

八王子店
○藤本 みちる

【目的】

本年4月に調剤報酬の改定が実施され、八王子店において算定していた後発医薬品調剤体制加算1が、算定要件から外れた。これをきっかけとして後発医薬品調剤体制加算のみでなく、今まで当店で行っていた特定薬剤管理指導加算の算定手法について見直し、確実に算定要件を満たすとともに患者様の服薬サポートの充実を図ることを目的とした。

【方法】

- ① 後発品変更率向上について
 - (1) 薬品使用実績集計リストをメルフィンから出力し使用上位の先発医薬品をリストアップして重点的に声掛けを実施した。
 - (2) お薬手帳を参考にし、他薬局で後発医薬品を使用している患者様には当店でも後発医薬品への変更を依頼した。
- ② 特定薬剤管理指導加算について
 - (1) 日本薬剤師会からの「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」をスタッフ一同で読み込み、薬局内でヒヤリング事項、薬歴記載方法の統一見解を作成し共有した。

【結果】

上記方法で後発医薬品への変更を推進した結果、本年9月より後発医薬品体制加算1を再度算定する事が出来た。

特定薬剤管理指導加算では、薬局内でのヒヤリング・薬歴記載方法を統一化したところ、本年4月の時点で3件であったところを本年9月には73件にまで増加させることが出来た。

【考察】

後発医薬品への変更に関しては、変更率は65%を超えたが今後更なる変更率上昇を視野に入れ、新患を含めより一層の積極的な声かけを実施していく必要がある。

特定薬剤管理指導加算については、現時点で統一見解は糖尿病薬が主なものであるが、今後更に算定件数を増加させる為には血液凝固阻止薬・不整脈用剤においても統一見解を作成していかなければならない。また、本年4月に特定薬剤管理指導加算の変更を受けて配信された「適切なサポートのために」を参考にし薬歴記載の要点を押さえ適切に実施出来ていると考えられ、今後とも統一見解の更に進展させていく必要がある。